

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第25号

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の37の項中「御園2丁目地区地区整備計画区域」を「御園二丁目地区地区整備計画区域」に、「相模原都市計画御園2丁目地区地区計画」を「相模原都市計画御園二丁目地区地区計画」に改め、同表に次のように加える。

45	大野台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相模原都市計画大野台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2の12の表(4)の部リバティ大通り地区の欄中「敷地」の次に「として使用するもの」を加える。

別表第2の28の表(6)の部中「建築物等」を「建築物」に改める。

別表第2の37中「御園2丁目地区地区整備計画区域」を「御園二丁目地区地区整備計画区域」に改める。

別表第2に次のように加える。

45 大野台地区地区整備計画区域

計画地区	A地区	B地区
	(1) 法別表第2(わ)項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる建築物	(1) 法別表第2(わ)項第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる建築物

(1)	建築してはならない建築物	<p>(2) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(を)項第3号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(5) 展示場又は遊技場</p>	<p>(2) 法別表第2(わ)項第5号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2(を)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(6) 展示場又は遊技場</p>
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	150平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
	壁面	(ア) 距離	<p>(1) 道路境界線までの場合にあつては、1メートル</p> <p>(2) 隣地境界線までの場合にあつては、地区計画の計画図において、隣地境界線からの後退距離</p>

(5)	の位置の制限		が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、隣地境界線からの後退距離が4メートル以上と定められた箇所については4メートル
	(イ) 適用除外の建築物		(1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度		18メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。